**平成２３年（フ）第４１５号**
埼玉県鴻巣市三ツ木380番地１　606号室　チサンマンション北鴻巣
破産者　糟谷　昭彦
１　決定年月日　平成23年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第５９８号**
名古屋市天白区植田本町３丁目706番地の３コーポパピリヨ203号
破産者　スナックエルニドこと　三上　瑞三
１　決定年月日　平成23年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第７５３号**
名古屋市中区大須１丁目29番12号　Ｓｔｕｄｉｏ　Ｓｑｕａｒｅ大須305号
破産者　小山　理恵
１　決定年月日　平成23年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第８２７号**
名古屋市熱田区大宝２丁目４番３―106号白鳥パークハイツ大宝
破産者　季節ノ味中こと旬の味酒房中こと　中野　肇
１　決定年月日　平成23年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第９２３号**
愛知県北名古屋市熊之庄堤下152番地　フレグランスＴＹ―Ｃ―102
破産者　野澤　淳子（旧姓水澤）
１　決定年月日　平成23年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１００８号**
名古屋市守山区新守町254番地
破産者　島田　スミ
１　決定年月日　平成23年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１０１８号**
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字福塚前11番地１グローハイム２Ｃ
破産者　渡邉　康成
１　決定年月日　平成23年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１２５５号**
神戸市垂水区五色山３丁目１番14―105号
破産者　得能　俊子
１　決定年月日　平成23年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１７５号**
神戸市灘区岩屋北町１丁目６番14号　甲南灘コーポラス107、従前の住所神戸市灘区灘北通７丁目４番13―303号
破産者　荒瀬登志子
１　決定年月日　平成23年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第５３７号**
兵庫県三田市駅前町７番15号、従前の住所神戸市北区道場町日下部1447番地
破産者　長田　雄次
１　決定年月日　平成23年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第５３８号**
神戸市北区長尾町上津4663―３介護老人保健施設青い空の郷、住民票上の住所兵庫県三田市武庫が丘７丁目４番地Ｅ棟1102号
破産者　長田　道代
１　決定年月日　平成23年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第５４１号**
神戸市北区鹿の子台北町２丁目７番10―206号、従前の住所大阪府堺市南区御池台１丁27番13―305号
破産者　加茂　　博
１　決定年月日　平成23年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１１４号**
兵庫県豊岡市山王町５番18号
破産者　和田千津子
１　決定年月日　平成23年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**平成２３年（フ）第５号**
北海道網走市駒場南７丁目14番７号
破産者　徳田　富司
１　決定年月日　平成23年８月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

**平成２３年（フ）第８号**
神奈川県厚木市上依知1212番地１
破産者　眞茅　右雄
１　決定年月日　平成23年８月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２２年（フ）第８１号**
熊本県球磨郡湯前町2668番地
破産者　星原五十**皿**
１　決定年月日　平成23年８月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

**平成２３年（フ）第１号**
沖縄県名護市宮里４丁目13番７号
破産者　山川　雅也
１　決定年月日　平成23年８月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

**平成２３年（フ）第１３号**
沖縄県名護市東江５丁目14番５号
破産者　志良堂悦子
１　決定年月日　平成23年８月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部